〒０００－００
札幌市中央
北２条西
かでる２．７　３階

Este aviso es a cerca del inicio de la devolución del préstamo que ha realizado.

社協第　　号
和４年 11 月●●日

道社協　太郎　　様
関係者番号:●●●●●

社会福祉法人北海道社会福祉協議会　会長
（公印略）

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金　償還開始のお知らせ

今回お知らせする貸付の第１回目の償還期限(入金期限)は**令和５年２月２５日**です

【口座振替による償還（原則）】

・償還方法は、**「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれか**の口座振替（自動引落）となっています。
・**毎月２５日**(金融機関が休業日の場　　さい。
・口座振替未届出（下記口座欄空白）　　い。
（※注意 1:届出頂いても印鑑相違や金
・なお、口座振替未登録や残高不足などで振替できない場合には、後日郵送する払込取扱票でお支払いいただきます。

El método de pago es a través del retiro directo desde su cuenta bancaria. Únicamente desde los siguientes 3 bancos (Banco de Hokkaido, Banco del Pacífico Norte, Banco Postal de Japón)

【今回償還が開始する貸付金の償還計画】　　【令和４年○月○○日時点のデータから作成】

		貸付１ 関係者番号：●●●●	貸付２ 関係者番号：●●●●	貸付３ 関係者番号：●●●●	貸付４ 関係者番号：●●●●
資金名称･資金コード		緊急小口資金　KA	総合支援資金（初回貸付）　SX		
貸付コード		1○○○○○	4○○○○○○		
貸付額		200,000 円	600,000 円		
償還済額		0 円	0 円		
償還残高		200,000 円	600,000 円		
償還期間		2 年 0 ヶ月	10 年 0 ヶ月		
（自）償還期間開始日		令和 5 年 1 月 26 日	令和 5 年 1 月 26 日		
（至）最終償還期限日		令和 7 年 1 月 25 日	令和 15 年 1 月 25 日		
償還期日		毎月 25 日限り※参考：令和 5 年 1 月 26 日が償還期 初回の償還期限日は、令和 5 年 2 月 25 日（土）ですが 金融機関が休業日のため、口座振替は 27 日（月）となります			
償還金額（1 回目以降）		8,330 円	5,000 円		
償還金額（最終回）		8,410 円	5,000 円		
償還回数　※月賦払い		24 回	120 回		
届出済み	金融機関	北洋　銀行	北洋　銀行		
			本店		
			普通預金		
			1234***		

Tipo y Código del préstamo que ha utilizado (Por favor diga este número en el momento de realizar consultas)

El mónto del préstamo:
- Monto que ya ha devuelto
- Monto que debe devolver

El periodo de devolución, fecha de inicio del periodo de devolución, fecha de finalización del periodo de devolución y la fecha límite de pago mensual es el 25 de cada mes.
*Por ejemplo:
- Inicio de devolución 26 de enero del 2023
- El límite de pago mensual es el 25 de febrero (sábado). En caso de ser un fin de semana, se translada el pago al siguiente día hábil.

- Monto de devolución de cada mes
- Monto de última devolución (ajuste de fracciónes)
- Número de devoluciones (1 vez por mes)

El retiro directo desde su cuenta bancaria se realizará de forma automática
*Si todavía no ha completado información a cerca de su cuenta bancaria deberá completar el "Formulario de applicación de cuenta bancaria para retiro directo" y enviarlo utilizando el sobre asignado. En caso de que no brinde información a cerca de su cuenta bacaria, se le enviará una carta de pago más adelante.

2.En caso de que haya cambios en su dirección, nombre, contactese con el siguiete número (0120-540-058) y le enviaremos los documentos necesarios para el cambio.

厳守事項など

1.期限ま　　金(元金及び利子)を納めること。
2.借受人に次の事項が生じている場合、直ちに届け出ること。
(1)住所を変更したとき
(2)改姓･改名したとき
(3)死亡、または行方不明になったとき
(4)その他北海道社会福祉協議会が定める事項
3.破産など債務整理手続開始の通知先は、「北海道社会福祉協議会　生活支援課」です。
4.次の１つにあてはまるときには、貸付金の全部又は一部を一括で返していただくことがあります。
○借入金を他に
を行ったとき　○
付の趣旨に反する
5.償還期限までに貸付
滞利子を徴収します
6.上記の償還期日より
発行します。（減額し

4.En caso de que realice algún fracude con respecto al préstamo, se le requerira la devolución inmediata del monto total del préstamo.

5.En caso de que no finalice la devolución total del préstamo antes de la última fecha de límite de pago, se le cobrarán intereses (3.0% por año).

6.No se le cobrará intereses por atrasos de cada mes, pero se le enviará cartas de recordatorio cada3 meses.

【この通知に関するお問い合わせ先】
北海道社会福祉協議会　コロナ特例事務センター
☎電話：**0120-540-085**（フリーダイアル：平日９：００～１８：００）

生活福祉資金の償還（返済）について

○償還方法は、**「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれか**の口座振替です。

○「振替口座が**未届出**」の場合

別添“**預金口座振替依頼書**”

○「**一括で返済**したい」場合

払込取扱票を発行しますので

En cado de que quiera realizar la devolución total de una vez, llame al siguiente número (0120-540-085) y se le enviará la carta de pago correspondiente.

償還免除申請はお忘れなく！

○今回償還開始する貸付の免除

＜償還免除となる要件＞

・令和３年度又は４年度に借受人と世帯主が住民税非課税

・生活保護受給　・身体障害者手帳（１級又は２級）

・精神保健福祉手帳（１級のみ）など

○償還開始後でも新たに免除要件に該当した場合、全部または一部の償還を免除できる場合があります。

○詳しくは別添のチラシをご覧ください。

○申請様式がない場合、ホームページ 北海道社会福祉協議会 から ダウンロード、またはコロナ特例事務センターに問い合わせください。

・Los hogares con exención de pago del impuesto a la residencia (debido a bajos ingresos), podrían ser exentos de la devolución del préstamo. (Los avisos a cerca de la solicitud de exenciones en año 2022, fueron enviados en mayo del 2022)

・Para más detalles a cerca de la exención, Consulte el folleto adjunto del Ministerio de Salud, Trabajo y Bienestar Social (disponible en varios idiomas).

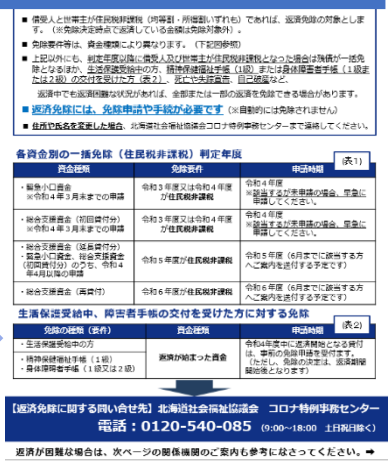

■ 借受人と世帯主が住民税非課税（均等割・所得割いずれも）であれば、返済免除の対象とします。（※免除決定時点で返済している金額は免除対象外）。

■ 免除要件等は、資金種類により異なります。（下記図参照）

■ 上記以外にも、判定年度以降に借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合は残債が一括免除となるほか、生活保護受給中の方、精神保健福祉手帳（1級）または身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けた方（表2）、死亡や失踪宣言、自己破産など、

返済中でも返済困難な状況があれば、全部または一部の返済を免除できる場合があります。

■ **返済免除には、免除申請や手続が必要です**（※自動的には免除されません）

■ **住所や氏名を変更した場合**、北海道社会福祉協議会コロナ特例事務センターまで連絡してください。

各資金別の一括免除（住民税非課税）判定年度（表1）

資金種類	免除要件	申請時期
・緊急小口資金 ※令和４年３月末までの申請	令和３年度又は令和４年度が住民税非課税	令和４年度 ※該当するが未申請の場合、早急に申請してください。
・総合支援資金（初回貸付分） ※令和４年３月末までの申請	令和３年度又は令和４年度が住民税非課税	令和４年度 ※該当するが未申請の場合、早急に申請してください。
・総合支援資金（延長貸付分） ・緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付分）のうち、令和４年４月以降の申請	令和５年度が住民税非課税	令和５年度（６月までに該当する方へご案内を送付する予定です）
・総合支援資金（再貸付）	令和６年度が住民税非課税	令和６年度（６月までに該当する方へご案内を送付する予定です）

生活保護受給中、障害者手帳の交付を受けた方に対する免除（表2）

免除の種類（要件）	資金種類	申請時期
・生活保護受給中の方 ・精神保健福祉手帳（１級） ・身体障害者手帳（１級又は２級）	貸付が始まった資金	令和4年度中に返済開始となる貸付は、事前の免除申請を受付ます。（ただし、免除の決定は、返済開始後となります）

【返済免除に関する問い合せ先】北海道社会福祉協議会　コロナ特例事務センター
電話：0120-540-085（9:00～18:00　土日祝日除く）

返済が困難な場合は、次ページの関係機関のご案内も参考になさってください。➡

償還が困難な場合（猶予（停止）等）には…

○地震や火災等での被災　○[illegible]

収入、収入の減少、ＤＶ被害、[illegible]

るとき一定期間の償還猶予（停[illegible]

○希望する場合には、ホームページ [illegible] をご覧になるか、コロナ特例事務センターにお問い合わせください。（※現在、猶予などの具体的手続きについては、調整中です※）

・En caso de que le resulte muy dificil realizar el pago, es posible suspender (o posponer)el pago por un cierto período de tiempo.

*Todavía se están realizando ciertos ajustes relacionados al método de aplicación. Una vez que se decida, podrá ver la información en la siguiente página web: dosyakyo.or.jp (japonés)

生活にお困りの場合の相談先

・Estos son los centros de consulta en donde podrá acudir en caso de que tenga problemas en la vida diaria.

Para más detalles vea el folleto adjunto del Ministerio de Salud, Trabajo y Bienestar Social (disponible en varios idiomas).

市（区）町村社会福祉協議会　一人で悩まず、まずは相談してみませんか

○道内全ての市（区）町村にある社会福祉協議会は、福祉に関する生活の困りごとを相談できる身近な窓口です。

○償還が困難な原因には、様々な生活課題が絡みあっている場合がありますが、生活状況等の把握などを行い、償還猶予措置の紹介や適切な制度・機関へのつなぎを行うなどの相談・支援を行います。

生活困窮者自立相談支援機関　お金、仕事、住宅などで生活にお困りの場合には・・・

○お住まいの市町村ごとに相談窓口（市ごと、町村にお住まいの方は振興局ごと）があります。

○日々の生活、仕事（就労支援）、家計（家計に対するアドバイスや債務整理のご案内）のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら支援します。